

高槻市報道提供資料

平成 20 年 9 月 26 日

担当課 高槻市保健所保健衛生課

担当者 吉村、岡本、田中

TEL 072-661-9331

## メラミンの混入の可能性のある中国産加工食品の検査結果について

中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認されたため、当保健所管内の丸大食品株式会社が自主回収を実施しています。

これに関連して、国内在庫品の 6 品目について、高槻市保健所が丸大食品株式会社から入手し、大阪府立公衆衛生研究所に検査の依頼をしていましたところ、本日、下記のとおり検査結果の報告がありましたので、お知らせします。

## 記

1. 採取日：平成 20 年 9 月 22 日
2. 検体数：6 検体
3. 検査項目：メラミン
4. 検査依頼者：高槻市保健所
5. 検査機関：大阪府立公衆衛生研究所
6. 検査結果：

- |                |            |
|----------------|------------|
| 1) グラタンクレープコーン | 13.6 mg/kg |
| 2) クリームパンダ     | 37.0 mg/kg |
| 3) 抹茶あずきミルクまん  | 4.0 mg/kg  |
| 4) 角煮パオ        | 検出せず       |
| 5) もっちり肉まん     | 検出せず       |
| 6) クリームまん（業務用） | 0.8 mg/kg  |

※いずれも定量下限値は 0.5 mg/kg

7. 検査結果について：

欧州食品安全機関の耐容一日摂取量（0.5 mg/kg 体重/日）では、体重 50kg の人が一日あたりグラタンクレープを約 33 個、クリームパンダを約 17 個、抹茶あずきミルクを約 208 個、クリームまん（業務用）を約 893 個食べることになるので、通常の食べ方では健康への影響はない含有量と考えられます。

（参考）

※ 耐容一日摂取量（TDI）とは

耐容摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在したり、食品を汚染する物質（重金属、かび毒など）に設定されます。食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が許容できる一日当たりの摂取量です。

米国食品医薬品庁のメラミンの耐容一日摂取量：0.63 mg/kg 体重/日

欧州食品安全機関のメラミンの耐容一日摂取量：0.5 mg/kg 体重/日

※ メラミンは、メラミン樹脂（メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂）の原料として使用されている。